

令和6年度 ケアプラン点検の実施について

山口市介護保険課

山口市では、平成 29 年度から「山口市介護給付費適正化事業」の一環として、各指定居宅介護支援事業所に居宅サービス計画書等を提出していただき、ケアプラン点検を実施し、介護保険事業の運営について検証しております。

平成 31 年度からは、県介護支援専門員協会へケアプラン点検を委託すること等により、点検件数を増加して取り組んでいます。

今年度も、昨年度と同様の体制で取組むこととしており、下記のとおり実施いたします。

1. 目的

居宅介護ケアマネジメントの基本方針に基づき、利用者にとって真に必要なサービスを提供するケアプラン(自立支援に資する適切なケアプラン)となっているか、作成者である当該介護支援専門員とともに検証確認しながら、気づきを促すことにより、ケアプランの質の向上、介護支援専門員の資質向上を図り、介護給付の適正化につなげる。

2. 実施件数及び点検実施者

点検実施者	点検予定件数
山口県介護支援専門員協会(委託)	50件(25事業所×2件)
山口市	12件(6事業所×2件)

3. 点検対象のケアプラン

- 1) サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに居住している利用者で、区分支給限度額に対するサービス利用割合が高い利用者
または、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに居住している利用者で、併設居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、区分支給限度額に対するサービス利用割合が高く、通所サービス利用の割合が高い利用者(事業所単位抽出)
- 2) 在宅の区分支給限度額に対するサービス利用割合が高い利用者
- 3) 認定調査状況と利用サービスが一致していない利用者

4. 実施方法

1) 書類審査

① 山口市が選定した利用者のケアプランについて、対象の居宅介護支援事業所に提出を依頼

② 提出書類(直近のケアプランに関するもの※暫定プランを除く)

- ・アセスメント表(提出するケアプランの作成に際して実施したもの)
- ・第1表 居宅サービス計画書(1)
- ・第2表 居宅サービス計画書(2)
- ・第3表 週間サービス計画表
- ・第4表 サービス担当者会議の要点
- ・第5表 居宅介護支援経過
- ・モニタリング表
- ・ケアプラン自己点検シート※

※様式は依頼文書に同封いたします。提出するケアプランに対し、担当介護支援専門員が自己点検(セルフチェック)して、他の書類と一緒に提出してください。

2) ヒアリング(山口県介護支援専門員協会・山口市)

ケアプランを作成した担当介護支援専門員の所属する事業所を訪問し、面談を行います。

【面談実施時期】 令和6年9月～令和7年2月(予定)

R5 年度の実施状況

1. 点検対象のケアプラン

A: サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに居住している利用者で、区分支給限度額に対するサービス利用割合が高い利用者

または、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームに居住している利用者で、併設居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、区分支給限度額に対するサービス利用割合が高く、通所サービス利用の割合が高い利用者(事業所単位抽出)

B: 在宅の区分支給限度額に対するサービス利用割合が高い利用者

2. 実施件数

点検実施者	点検件数
山口県介護支援専門員協会(委託)	50件(25事業所×2件)
山口市	12件(6事業所×2件)

3. ヒアリング結果(※一例)

【アセスメント】

- ・課題整理総括表を活用し、課題抽出している。
- ・退院前にアセスメント面接実施やカンファレンス出席し、再入居後の生活がスムーズに開始されるよう配慮している。
(課題)・身体症状や現状は把握しているが、その原因や背景の分析が行われていない。
 - ・これまでの生活の様子や家族の変化などの記載が不足している。

【全体】

- ・本人の出来ることや役割を活かしたプラン作成で、自立支援に向けたものとなっている。
- ・本人の意向を汲み、リスクを本人に説明しつつも、居室レイアウトの変更を試みるなど可能性を探り、尽力されている。
(課題)・アセスメントと整合性のない課題があがっている。
 - ・表現が抽象的で、誰にでも当てはまるような表現がつかわれている。